

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成27年4月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成27年4月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導（注2）	勧告（注3）	措置請求
5,406件	2,456件	1,760件 《88件※》	21件 《4件》	5件

（注1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成27年4月までの累計（平成25年10月～平成27年4月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注2） 転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（85件→88件、令和3年9月24日）。

表2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	132件	2件	134件
製造業	579件	0件	579件
情報通信業	165件	1件	166件
運輸業（道路貨物運送業等）	163件	0件	163件
卸売業	153件	1件	154件
小売業	170件	4件	174件
不動産業	41件	2件	43件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	112件	0件	112件
医療福祉	22件	1件	23件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	26件	0件	26件
その他（注5）	197件	10件	207件
合計	1,760件	21件	1,781件

（注4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注5） 「その他」は、旅行業、自動車整備業・機械等修理業、労働者派遣業等である。

表3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	50件	3件	53件
買ったとき（注6）	1,432件	21件	1,453件
役務利用・利益提供の要請	68件	0件	68件
本体価格での交渉の拒否	245件	0件	245件
合計（注7）	1,795件	24件	1,819件

（注6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成27年5月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成27年5月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導（注2）	勧告（注3）	措置請求
6,096件	2,570件	1,825件 《90件※》	22件 《4件》	5件

（注1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成27年5月までの累計（平成25年10月～平成27年5月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（87件→90件、令和3年9月24日）。

表2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	141件	2件	143件
製造業	587件	0件	587件
情報通信業	174件	1件	175件
運輸業（道路貨物運送業等）	167件	0件	167件
卸売業	159件	1件	160件
小売業	175件	4件	179件
不動産業	41件	2件	43件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	121件	0件	121件
医療福祉	24件	1件	25件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	26件	0件	26件
その他（注5）	210件	11件	221件
合計	1,825件	22件	1,847件

（注4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注5） 「その他」は、旅行業、自動車整備業・機械等修理業、労働者派遣業等である。

表3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	52件	3件	55件
買ったとき（注6）	1,497件	22件	1,519件
役務利用・利益提供の要請	69件	0件	69件
本体価格での交渉の拒否	245件	0件	245件
合計（注7）	1,863件	25件	1,888件

（注6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成27年6月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成27年6月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導（注2）	勧告（注3）	措置請求
6, 234件	2, 722件	1, 936件 《92件※》	27件 《7件》	5件

（注1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成27年6月までの累計（平成25年10月～平成27年6月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（89件→92件、令和3年9月24日）。

表2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	168件	2件	170件
製造業	602件	0件	603件
情報通信業	194件	1件	195件
運輸業（道路貨物運送業等）	169件	0件	169件
卸売業	162件	1件	163件
小売業	179件	7件	186件
不動産業	45件	3件	48件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	131件	0件	131件
医療福祉	26件	1件	27件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	28件	0件	28件
その他（注5）	232件	12件	244件
合計	1, 936件	27件	1, 963件

（注4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注5） 「その他」は、旅行業、自動車整備業・機械等修理業、労働者派遣業等である。

表3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	59件	3件	62件
買ったたき（注6）	1, 598件	27件	1, 625件
役務利用・利益提供の要請	70件	0件	70件
本体価格での交渉の拒否	246件	0件	246件
合計（注7）	1, 973件	30件	2, 003件

（注6） 買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成27年7月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成27年7月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導（注2）	勧告（注3）	措置請求
6,528件	2,842件	2,034件 《94件※》	28件 《7件》	5件

（注1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成27年7月までの累計（平成25年10月～平成27年7月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（91件→94件、令和3年9月24日）。

表2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	190件	2件	192件
製造業	610件	0件	610件
情報通信業	205件	2件	207件
運輸業（道路貨物運送業等）	173件	0件	173件
卸売業	168件	1件	169件
小売業	186件	7件	193件
不動産業	49件	3件	52件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	140件	0件	140件
医療福祉	29件	1件	30件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	29件	0件	29件
その他（注5）	255件	12件	267件
合計	2,034件	28件	2,062件

（注4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注5） 「その他」は、旅行業、自動車整備業・機械等修理業、労働者派遣業等である。

表3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	65件	3件	68件
買ったたき（注6）	1,692件	28件	1,720件
役務利用・利益提供の要請	70件	0件	70件
本体価格での交渉の拒否	248件	0件	248件
合計（注7）	2,075件	31件	2,106件

（注6） 買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成27年8月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成27年8月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導（注2）	勧告（注3）	措置請求
6,891件	2,918件	2,105件 《96件※》	28件 《7件》	5件

（注1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成27年8月までの累計（平成25年10月～平成27年8月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（93件→96件、令和3年9月24日）。

表2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	200件	2件	202件
製造業	620件	0件	620件
情報通信業	213件	2件	215件
運輸業（道路貨物運送業等）	175件	0件	175件
卸売業	172件	1件	173件
小売業	193件	7件	200件
不動産業	55件	3件	58件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	145件	0件	145件
医療福祉	29件	1件	30件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	29件	0件	29件
その他（注5）	274件	12件	286件
合計	2,105件	28件	2,133件

（注4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注5） 「その他」は、旅行業、自動車整備業・機械等修理業、労働者派遣業等である。

表3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	68件	3件	71件
買ったとき（注6）	1,763件	28件	1,791件
役務利用・利益提供の要請	70件	0件	70件
本体価格での交渉の拒否	248件	0件	248件
合計（注7）	2,149件	31件	2,180件

（注6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成27年9月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成27年9月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導（注2）	勧告（注3）	措置請求
7,016件	2,984件	2,193件 《100件※》	28件 《7件》	5件

（注1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成27年9月までの累計（平成25年10月～平成27年9月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（97件→100件、令和3年9月24日）。

表2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	221件	2件	223件
製造業	634件	0件	634件
情報通信業	223件	2件	225件
運輸業（道路貨物運送業等）	180件	0件	180件
卸売業	178件	1件	179件
小売業	200件	7件	207件
不動産業	62件	3件	65件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	153件	0件	153件
医療福祉	29件	1件	30件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	29件	0件	29件
その他（注5）	284件	12件	296件
合計	2,193件	28件	2,221件

（注4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注5） 「その他」は、旅行業、自動車整備業・機械等修理業、労働者派遣業等である。

【表の業種項目、その他の例示業種はP】

表3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	69件	3件	72件
買ったとき（注6）	1,851件	28件	1,879件
役務利用・利益提供の要請	70件	0件	70件
本体価格での交渉の拒否	248件	0件	248件
合計（注7）	2,238件	31件	2,269件

（注6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 27 年 10 月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成 27 年 10 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表 1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注 1）

調査着手	立入検査	指導（注 2）	勧告（注 3）	措置請求
7,255 件	3,079 件	2,257 件 《102 件※》	29 件 《7 件》	5 件

（注 1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成 27 年 10 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 27 年 10 月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注 2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注 3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（99 件→102 件、令和 3 年 9 月 24 日）。

表 2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注 4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	234 件	2 件	236 件
製造業	643 件	0 件	643 件
情報通信業	234 件	2 件	236 件
運輸業（道路貨物運送業等）	181 件	0 件	181 件
卸売業	182 件	1 件	183 件
小売業	206 件	7 件	213 件
不動産業	64 件	4 件	68 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	158 件	0 件	158 件
医療福祉	40 件	2 件	42 件
その他（注 5）	315 件	11 件	326 件
合計	2,257 件	29 件	2,286 件

（注 4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を 1 件として計上している。

（注 5） 「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、自動車整備業・機械等修理業等である。

表 3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	76 件	3 件	79 件
買ったとき（注 6）	1,908 件	29 件	1,937 件
役務利用・利益提供の要請	70 件	0 件	70 件
本体価格での交渉の拒否	252 件	0 件	252 件
合計（注 7）	2,306 件	32 件	2,338 件

（注 6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成 26 年 3 月 31 日以前に減額行為があり、同年 4 月 1 日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注 7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 1 及び表 2 に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成27年11月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成27年11月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導（注2）	勧告（注3）	措置請求
7,466件	3,217件	2,329件 《104件※》	29件 《7件》	5件

（注1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成27年11月までの累計（平成25年10月～平成27年11月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（101件→104件、令和3年9月24日）。

表2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	246件	2件	248件
製造業	650件	0件	650件
情報通信業	246件	2件	248件
運輸業（道路貨物運送業等）	187件	0件	187件
卸売業	183件	1件	184件
小売業	210件	7件	217件
不動産業	68件	4件	72件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	168件	0件	168件
医療福祉	41件	2件	43件
その他（注5）	330件	11件	341件
合計	2,329件	29件	2,358件

（注4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注5） 「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、自動車整備業・機械等修理業等である。

表3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	79件	3件	82件
買ったとき（注6）	1,978件	29件	2,007件
役務利用・利益提供の要請	70件	0件	70件
本体価格での交渉の拒否	252件	0件	252件
合計（注7）	2,379件	32件	2,411件

（注6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 27 年 12 月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成 27 年 12 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表 1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注 1）

調査着手	立入検査	指導（注 2）	勧告（注 3）	措置請求
7,556 件	3,317 件	2,398 件 《107 件※》	31 件 《7 件》	5 件

（注 1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成 27 年 12 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 27 年 12 月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注 2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注 3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（104 件→107 件、令和 3 年 9 月 24 日）。

表 2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注 4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	258 件	2 件	260 件
製造業	660 件	0 件	660 件
情報通信業	257 件	2 件	259 件
運輸業（道路貨物運送業等）	187 件	0 件	187 件
卸売業	189 件	1 件	190 件
小売業	217 件	7 件	224 件
不動産業	71 件	6 件	77 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	170 件	0 件	170 件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	47 件	0 件	47 件
その他（注 5）	342 件	13 件	355 件
合計	2,398 件	31 件	2,429 件

（注 4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を 1 件として計上している。

（注 5） 「その他」は、医療福祉、自動車整備業・機械等修理業等である。

表 3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	81 件	3 件	84 件
買ったとき（注 6）	2,044 件	31 件	2,075 件
役務利用・利益提供の要請	71 件	0 件	71 件
本体価格での交渉の拒否	252 件	0 件	252 件
合計（注 7）	2,448 件	34 件	2,482 件

（注 6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成 26 年 3 月 31 日以前に減額行為があり、同年 4 月 1 日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注 7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 1 及び表 2 に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 28 年 1 月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成 28 年 1 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表 1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注 1）

調査着手	立入検査	指導（注 2）	勧告（注 3）	措置請求
7,686 件	3,398 件	2,447 件 《108 件※》	32 件 《7 件》	5 件

（注 1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成 28 年 1 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 28 年 1 月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注 2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注 3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（106 件→108 件、令和 3 年 9 月 24 日）。

表 2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注 4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	264 件	2 件	266 件
製造業	670 件	1 件	671 件
情報通信業	268 件	2 件	270 件
運輸業（道路貨物運送業等）	187 件	0 件	187 件
卸売業	192 件	1 件	193 件
小売業	221 件	7 件	228 件
不動産業	73 件	6 件	79 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	172 件	0 件	172 件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	48 件	0 件	48 件
その他（注 5）	352 件	13 件	365 件
合計	2,447 件	32 件	2,479 件

（注 4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を 1 件として計上している。

（注 5） 「その他」は、医療福祉、自動車整備業・機械等修理業等である。

表 3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	82 件	3 件	85 件
買ったとき（注 6）	2,093 件	32 件	2,125 件
役務利用・利益提供の要請	71 件	0 件	71 件
本体価格での交渉の拒否	252 件	0 件	252 件
合計（注 7）	2,498 件	35 件	2,533 件

（注 6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成 26 年 3 月 31 日以前に減額行為があり、同年 4 月 1 日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注 7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 1 及び表 2 に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 28 年 2 月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成 28 年 2 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表 1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注 1）

調査着手	立入検査	指導（注 2）	勧告（注 3）	措置請求
7,794 件	3,505 件	2,523 件 《110 件※》	32 件 《7 件》	5 件

（注 1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成 28 年 2 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 28 年 2 月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注 2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注 3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（108 件→110 件、令和 3 年 9 月 24 日）。

表 2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注 4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	271 件	2 件	273 件
製造業	685 件	1 件	686 件
情報通信業	285 件	2 件	287 件
運輸業（道路貨物運送業等）	191 件	0 件	191 件
卸売業	198 件	1 件	199 件
小売業	225 件	7 件	232 件
不動産業	79 件	6 件	85 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	176 件	0 件	176 件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	50 件	0 件	50 件
その他（注 5）	363 件	13 件	376 件
合計	2,523 件	32 件	2,555 件

（注 4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を 1 件として計上している。

（注 5） 「その他」は、医療福祉、自動車整備業・機械等修理業等である。

表 3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	84 件	3 件	87 件
買ったとき（注 6）	2,168 件	32 件	2,200 件
役務利用・利益提供の要請	71 件	0 件	71 件
本体価格での交渉の拒否	252 件	0 件	252 件
合計（注 7）	2,575 件	35 件	2,610 件

（注 6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成 26 年 3 月 31 日以前に減額行為があり、同年 4 月 1 日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注 7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 1 及び表 2 に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 28 年 3 月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成 28 年 3 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表 1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注 1）

調査着手	立入検査	指導（注 2）	勧告（注 3）	措置請求
7,870 件	3,612 件	2,628 件 《117 件※》	32 件 《7 件》	5 件

（注 1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成 28 年 3 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 28 年 3 月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注 2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注 3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 件数を修正しました（115 件→117 件、令和 3 年 9 月 24 日）。

表 2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注 4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	281 件	2 件	283 件
製造業	706 件	1 件	707 件
情報通信業	308 件	2 件	310 件
運輸業（道路貨物運送業等）	196 件	0 件	196 件
卸売業	200 件	1 件	201 件
小売業	235 件	7 件	242 件
不動産業	85 件	6 件	91 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	182 件	0 件	182 件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	51 件	0 件	51 件
その他（注 5）	384 件	13 件	397 件
合計	2,628 件	32 件	2,660 件

（注 4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を 1 件として計上している。

（注 5） 「その他」は、医療福祉、自動車整備業・機械等修理業等である。

表 3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	90 件	3 件	93 件
買ったたき（注 6）	2,271 件	32 件	2,303 件
役務利用・利益提供の要請	72 件	0 件	72 件
本体価格での交渉の拒否	252 件	0 件	252 件
合計（注 7）	2,685 件	35 件	2,720 件

（注 6） 買ったたきの勧告及び指導件数には、平成 26 年 3 月 31 日以前に減額行為があり、同年 4 月 1 日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注 7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 1 及び表 2 に記載の件数とは一致しない。